

書きかた等

《記入に当たっての留意事項》

相続や遺贈によって取得した財産（相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産を含みます。）が土地（土地の上に存する権利を含みます。）及び家屋等である場合には第11表の付表1を、有価証券である場合には第11表の付表2を、現金及び預貯金等である場合には第11表の付表3を使用し、相続時精算課税適用財産の明細については、この明細書によらず、第11の2表に記入してください。

《書きかた》

1 「細目」及び「財産の名称等」欄

下記「取得した財産の細目、財産の名称等の記載要領」により、その財産の細目及び財産の名称等を記入してください。

2 「特例」欄

取得した財産について特例を適用する場合には、適用する特例に応じて、以下の番号を記入してください（下記以外の特例を適用する場合は、その特例の条文番号等を直接記入してください）。

番 号	特 例
2	租税特別措置法第69条の5（（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例））
4	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第6条（（相続税又は贈与税の計算））

3 「国外」欄

取得した財産の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。

4 「財産を取得した人の番号」欄

財産を取得した人に対応する第11表1の「財産取得者の一覧」の「項番」欄の番号を記入してください。

5 第15表への転記

「財産の明細」の「細目」ごとに、財産を取得した人ごとの「取得財産の価額」欄を合計し、その合計額を第15表の該当欄に転記してください。「財産の明細」に記入した財産のうち未分割のものがある場合には、その未分割である財産を各相続人が相続分（寄与分を除きます。）に応じて取得するとした場合に計算される金額も併せて第15表の該当欄に転記してください。

なお、細目ごとの第15表の該当欄は、下記「取得した財産の細目、財産の名称等の記載要領」の「第15表の該当欄」とおりで

《取得した財産の細目、財産の名称等の記載要領》

種 類	細 目	財 産 の 名 称 等	第15表の 該 当 欄
事業（農業） 用 財 産	機械、器具、農機具、 その他の減価償却資産	機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齡、営業権についてはその事業の種目と商号など	⑫
	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。	⑬
	売 掛 金		⑭
	そ の 他 の 事 業 （ 農 業 ） 用 財 産	電話加入権、受取手形、その他その財産の名称	⑮
家 庭 用 財 産		その名称と銘柄	⑳
そ の 他 の 財 産 （ 利 益 ）	生 命 保 険 金 等		㉑
	退 職 手 当 金 等		㉒
	立 木	その樹種と樹齡（保安林であるときは、その旨）	㉓
	代 償 財 産		㉔
	金 地 金	その名称	
	生 命 保 険（ 共 済 ） 契 約 に 関 す る 権 利	その保険の契約に係る保険会社等の名称	
	損 害 保 険（ 建 物 更 生 共 済 ） に 係 る 権 利	その保険の契約に係る保険会社等の名称	
	暗 号 資 産	その名称	
	貸 付 金、 預 け 金 等	その債務者の名称	
	配 当 期 待 権	配当期待権の基となる株式等の銘柄	
	そ の 他	1 事業に関係のない自動車、特許権、著作権、貸付金、未収配当金、未収家賃、 書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、書画・骨とうなどについてはその名称と 作者名など 3 相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産（生命保険金等及び退職 手当金等を除きます。）については、その財産（利益）の内容 4 教育資金管理残額、結婚・子育て資金管理残額 ^(注) の別	

(注) 「教育資金管理残額」とは、租税特別措置法第70条の2の2第12項第1号（（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税））に規定する管理残額をいい、「結婚・子育て資金管理残額」とは、同法第70条の2の3第12項第2号（（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税））に規定する管理残額をいいます。